

J-VER 森林管理プロジェクトにおける
プロジェクト対象地以外の土地に関する
永続性確認方法についての説明会実施記録

会議名	八頭中央森林組合「五しの里の森づくり」J-VERプロジェクト申請による土地の永続性確保に関する承諾依頼の件
日時	郵送：2013年1月24日、期限2013年2月4日
お知らせ方法	プロジェクト代表事業者より承諾依頼書を郵送
参加者	説明者：八頭中央森林組合 その他参加者：森林施業計画共同参加者94名（別紙：資料3-E②(3-1, -2)）
記録者	八頭中央森林組合 経営計画推進課 露木至
会議趣旨	<p>会議開催理由：</p> <p>八頭中央森林組合（以下「甲」という）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく申請を検討している。本制度において、持続可能な森林経営を担保するため、森林施業計画単位でプロジェクト申請を行うこととされている。</p> <p>ただし、森林施業計画単位で行うことが困難な場合は、「追加的な制約条件」を満たす場合に限り、森林施業計画の中から間伐対象地のみを抽出することを認めるものとされている。</p> <p>本会議では、当該森林施業計画内の土地所有者である共同参加者（以下「乙」という。）に対して、当該「追加的な制約条件」の内容について、説明し、了解を得ることを目的とするものである。</p> <p>本来は会議を招集し、甲より乙に対し直接了解を得るべきところであるが、乙の負担を軽減すべく、今回は書面での説明と承諾という形で手続きを進めることとした。</p> <p>説明事項：</p> <p>別紙：資料3-E②(2-1, -2)のとおり</p>
質疑応答/質問状に関する記録	<p>2013年2月4日午前11:00までに乙から甲への別段の異議申し立てはなかった。</p> <p>同日同時までの乙から甲への問い合わせは累積3件※であるが、いずれにおいても八頭中央森林組合J-VER担当露木至が趣旨及び内容を口頭にて説明したところ、説明事項について了解を得られている。</p> <p>※1月28日 栃原団地共同参加者 貴船神社総代南條君則氏 1月30日 尾際団地共同参加者 藤原弘忠氏</p>

	<p>1月31日 同 大野憲一氏</p> <p>なお、通常業務の範囲で把握している各所有者の状況から今後も異議申し立ては無いもの推察されるが、今後プロジェクトに影響すると判断される意見・情報が寄せられた場合は、妥当性確認機関及び気候変動対策認証センターへ報告する。</p>
--	--

平成 25 年 1 月 24 日

森林施業計画（尾際団地）共同参加者各位

八頭中央森林組合

代表理事組合長 前田 幸己

鳥取県旧佐治村地域における森林吸収プロジェクト「五しの里の森づくり」申請にかかる
土地の永続性確保に関するご承諾のお願い

寒気厳しきおりでございますが、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より当組合の森林管理活動に格別なるご支援を賜っておりますこと真に有難う存じます。

さて、このたび当組合は、平成 21 年 8 月 6 日認定の森林施業計画（尾際団地）の参加者でいらっしゃる前田敬氏の所有森林の一部（5.97ha）において、環境省のオフセット・クレジット（J-V E R）制度に基づくプロジェクト申請を検討しております。本制度においては、持続的な森林経営を担保するため森林施業計画単位でプロジェクト申請を行うことと定められておりますが、森林施業計画単位で行うことが困難な場合は他の共同参加者の皆様に下記の内容についてご同意いただくことで申請が可能となります。

つきましては、当該プロジェクトの申請にあたり本森林施業計画の共同参加者の皆様に下記の内容についてご承諾をいただきたくお諮り申し上げます。

記

1. 当該プロジェクト登録日（注 1）以降、土地転用（収容など避けがたい土地転用を除く）を行わないこと（注 2）。及び、平成 35 年 3 月 31 日まで不適切な主伐（注 3）を行わないこと。
2. 当該プロジェクト登録日（注 1）以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該土地を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記 1 の内容を説明すること。

注 1: 当該プロジェクトの登録日は本年 3 月下旬を予定しております。

注 2: レジャー用地などとして開発することは行わないでください、というような意です。道路拡張・新設に伴う転用などは問題ありません。

注 3: 皆伐の後に適切な植林が行われないこと、などが想定されます。

解説

ご承諾いただきたいのは今後の 10 年間についてです。

森林所有者様におかれましては、従来どおりの森林管理を継続していただければ特にご心配いただくようなことはございません。また、森林としての売買を制限するものでもございません。

以上

万が一、上記の内容にご同意いただけない場合は平成 25 年 2 月 4 日（月）までに必着となるように書面（郵便または F A X）にて八頭中央森林組合までお申し出ください。

なお、真に申し訳ございませんが、期間内にお申し出の無き場合は上記の内容にご同意いただけたものとさせていただきますことをご了承ください。

追記、

本プロジェクトでは、旧四校区内で間伐したスギ林において環境省の制度を活用して二酸化炭素吸収量を認定し、環境貢献を目指す都市の企業・団体・個人に二酸化炭素吸収権を購入していただく計画です。

環境貢献を目指す企業・団体・個人に購入していただければ、当組合はその売上金で以下のことに取り組むことを計画しております。

- ① 旧四校区の森林の整備を加速し、地域林業の活性化と森林の公益性を増進させる。
- ② 購入企業・団体・個人の方を旧四校区に招いて地域間交流の拡大を促し、地元を活性化する。
- ③ 関係する各方面（山村から都市まで）への普及・啓発活動を通じて低炭素社会づくりを推進する。

本件に関するお問い合わせ

プロジェクト代表事業者 八頭中央森林組合

担当 経営計画推進課 露木至

〒680-0461 八頭郡八頭町郡家 763-10

電話 0858-72-1111 F A X 0858-72-1150

平成 25 年 1 月 24 日

森林施業計画（栃原団地）共同参加者各位

八頭中央森林組合

代表理事組合長 前田 幸己

鳥取県旧佐治村地域における森林吸収プロジェクト「五しの里の森づくり」申請にかかる
土地の永続性確保に関するご承諾のお願い

寒気厳しきおりでございますが、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素より当組合の森林管理活動に格別なるご支援を賜っておりますこと真に有難う存じます。

さて、このたび当組合は、平成 22 年 6 月 10 日認定の森林施業計画（栃原団地）の参加者でいらっしゃる遠藤裕治郎氏の所有森林の一部（2.74ha）において、環境省のオフセット・クレジット（J-V E R）制度に基づくプロジェクト申請を検討しております。本制度においては、持続的な森林経営を担保するため森林施業計画単位でプロジェクト申請を行うことと定められておりますが、森林施業計画単位で行うことが困難な場合は他の共同参加者の皆様に下記の内容についてご同意いただくことで申請が可能となります。

つきましては、当該プロジェクトの申請にあたり本森林施業計画の共同参加者の皆様に下記の内容についてご承諾をいただきたくお諮り申し上げます。

記

1. 当該プロジェクト登録日（注 1）以降、土地転用（収容など避けがたい土地転用を除く）を行わないこと（注 2）。及び、平成 35 年 3 月 31 日まで不適切な主伐（注 3）を行わないこと。
2. 当該プロジェクト登録日（注 1）以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該土地を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記 1 の内容を説明すること。

注 1: 当該プロジェクトの登録日は本年 3 月下旬を予定しております。

注 2: レジャー用地などとして開発することは行わないでください、というような意です。道路新設に伴う転用などは問題ありません。

注 3: 皆伐の後に適切な植林が行われないこと、などが想定されます。

解説

ご承諾いただきたいのは今後の 10 年間についてです。

森林所有者様におかれましては、従来どおりの森林管理を継続していただければ特にご心配いただくようなことはございません。また、森林としての売買を制限するものでもございません。

以上

万が一、上記の内容にご同意いただけない場合は平成 25 年 2 月 4 日（月）までに必着となるように書面（郵便または F A X）にて八頭中央森林組合までお申し出ください。

なお、真に恐れ入りますが、期間内にお申し出の無き場合は上記の内容にご同意いただいたものとさせていただきますことをご了承ください。

追記、

本プロジェクトでは、旧四校区内で間伐したスギ林において環境省の制度を活用して二酸化炭素吸収量を認定し、環境貢献を目指す都市の企業・団体・個人に二酸化炭素吸収権を購入していただく計画です。

環境貢献を目指す企業・団体・個人に購入していただければ、当組合はその売上金で以下のことに取り組むことを計画しております。

- ① 旧四校区の森林の整備を加速し、地域林業の活性化と森林の公益性を増進させる。
- ② 購入企業・団体・個人の方を旧四校区に招いて地域間交流の拡大を促し、地元を活性化する。
- ③ 関係する各方面（山村から都市まで）への普及・啓発活動を通じて低炭素社会づくりを推進する。

本件に関するお問い合わせ

プロジェクト代表事業者 八頭中央森林組合

担当 経営計画推進課 露木至

〒680-0461 八頭郡八頭町郡家 763-10

電話 0858-72-1111 F A X 0858-72-1150

資料3-E②(3-1)

尾際団地 森林施業計画共同参加者 一覧

住所1 (市・町)	住所2 (字)	住所3 (番地)	所有者名	郵便番号	特記
鳥取市佐治町	栃原		南條辰男 様	689-1326	
"	中		長光良男 様	689-1325	
"	"		光浪勇 様	"	
"	"		光浪俊雄 様	"	
"	尾際		上田みや子 様	689-1324	
"	"		岡村昌一郎 様	"	
"	"		尾際財産区 様	"	代表 光浪武男 様
"	"		河田重巳 様	"	
"	"		倉元貞江 様	"	
"	"		倉元広子 様	"	
"	"		倉元満治 様	"	
"	"		倉元守一 様	"	
"	"		倉本義男 様	"	
"	"		中村宣生 様	"	
"	"		長谷満雄 様	"	
"	"		福安恵美子 様	"	
"	"		福安君雄 様	"	
"	"		福安忠美 様	"	
"	"		福安秀男 様	"	
"	"		福安福美 様	"	
"	"		福安道則 様	"	
"	"		藤原信親 様	"	
"	"		藤原弘忠 様	"	
"	"		藤原愉美男 様	"	
"	"		光浪和生 様	"	
"	"		光浪和彦 様	"	
"	"		光浪一之 様	"	
"	"		光浪武男 様	"	
"	"		光浪哲夫 様	"	
"	"		光浪富恵 様	"	
"	"		光浪則久 様	"	
"	"		光浪則敬 様	"	
"	"		光浪春枝 様	"	
"	"		光浪日出男 様	"	

"	"	光浪博好 様	"	
"	"	光浪優 様	"	
"	"	光浪康則 様	"	
"	"	光浪愛彦 様	"	
"	"	光浪義人 様	"	
"	余戸	井上明男 様	689-1323	
"	"	宗泉寺 様	"	
"	"	田中近子 様	"	
"	"	田中寿彦 様	"	
"	畑	下石毅 様	689-1315	
"	高山	中谷茂彦 様	689-1312	
"	大井	前田敬 様	689-1304	
鳥取市用瀬町	家奥	松尾広樹 様	689-1222	
"	鷹狩	井上幸子 様	689-1213	
"	別府	大野憲一 様	689-1211	
"	"	原田和一 様	"	※番地は個人情報として秘匿
"	"	福安勉 様	"	
"	用瀬	福安雅子 様	689-1201	
鳥取市	若葉台南	福安卓也 様	689-1112	
八頭郡智頭町	篠坂	国政幸太郎 様	689-1417	
"	"	古林博美 様	"	
"	郷原	藤原全用 様	689-1415	
"	智頭	河上進 様	689-1402	
"	市瀬	植木好美 様	689-1401	
八頭郡八頭町	郡家	福安敬子 様	680-0461	
	連絡先不明	上田啓治 様		
	連絡先不明	中谷俊義 様		
	連絡先不明	平和教育会 様		
	連絡先不明	光浪ひで子 様		
	連絡先不明	光浪美枝子 様		

資料3-E②(3-2)

栃原団地 森林施業計画共同参加者 一覧

住所1 (市・町)	住所2 (字)	住所3 (番地)	所有者名	郵便番号	特記
鳥取市佐治町	栃原		遠藤君江 様	689-1326	
"	"		遠藤光男 様	"	
"	"		遠藤安子 様	"	鳥取市佐治町畑118西村省一様方
"	"		遠藤裕治郎 様	"	
"	"		貴船神社 様	"	総代南條君則様
"	"		栃原財産区 様	"	代表南條金一様
"	"		栃原部落 様	"	区長南條君則様
"	"		南條金一 様	"	
"	"		南條伸一 様	"	
"	"		南條隆明 様	"	
"	"		南條辰男 様	"	
"	"		南條政義 様	"	
"	"		南條芳浩 様	"	
"	"		光浪末子 様	"	
"	中		河田福美 様	689-1325	
"	"		澤田孝義 様	"	
"	"		清水富治 様	"	
"	"		清水治男 様	"	
"	"		中財産区 様	"	代表光浪武男様
"	"		中部落 様	"	区長南條喜幸様
"	"		長光良男 様	"	
"	"		南條喜幸 様	"	
"	"		西尾景敏 様	"	
"	"		古川神社 様	"	総代河田福美様
"	"		光浪勇 様	"	
"	"		光浪さかゑ 様	"	
"	"		光浪武男 様	"	
"	"		光浪俊雄 様	"	
"	"		山口敏 様	"	
"	余戸		宗泉寺 様	689-1323	
鳥取市用瀬町	別府		原田和一 様	689-1211	※番地は個人情報として秘匿
"	用瀬		正覚寺 様	689-1201	幸川宗雄様
鳥取市	吉成		光浪喜昭 様	680-0864	
倉吉市	下余戸		光浪美津江 様	682-0031	